

ドライバー等安全運転実技研修助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)及び公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等(以下「ドライバー等」という。)に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金(以下「助成金」という。)について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者(以下「事業者」という。)は、佐ト協会員事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という。)に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定研修施設
全ト協・都道府県トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設
- (2) 指定研修施設
前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、佐ト協及び全ト協が指定するものとする。

(助成額)

第5条 研修施設における助成金の額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別研修については、受講料総額の7割を全ト協が負担し、差額の3割を佐ト協が負担する。ただし、助成対象事業者のうち、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)のドライバー等が受講する場合は、研修受講料の全額を全ト協が助成する。
- (2) 一般研修については、受講料の全額を佐ト協が負担するものとする。

(研修受講料)

第6条 研修受講料には研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費及び食事代等の費用を含めるものとする。

(公募等)

第7条 佐ト協は、予算および利用状況等を勘案し、事業者の公募又は割当てを行うものとする。

(助成適否の事前確認)

第8条 事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に佐ト協の確認を得なければならないものとする。

(施設の予約と申込み)

第9条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1号のドライバー等安全教育訓練助成申込書を、佐ト協に対して提出しなければならないものとする。

(取り下げ)

第10条 受講申し込みの取り下げは、佐ト協へ連絡しなければならないものとする。

(取り下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第11条 事業者又はドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならないものとする。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。
- (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 研修又は手続き等において、本要綱若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(受講料の納入)

第12条 事業者は、受講開始の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならないものとする。

- 2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。
- 3 佐ト協指定の研修施設における研修費用にあっては、その全額を佐ト協が納入する。

(報告書)

第13条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式2号のドライバー等安全教育訓練実施報告書に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 当該研修施設が発行した修了証
- (2) 研修を受けたドライバー等が作成した研修参加報告書
- (3) 研修受講料にかかる領収書等

(その他の注意事項)

第14条 研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

- 2 研修期間中に生じた事故については、研修施設及び佐ト協では一切の責任を負わない。
- 3 故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

(保存期間)

第15条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。